

第35回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成25年5月29日（水）9:58～11:51

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 廣松毅

(委員) 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一

(専門委員) 菅幹雄、野辺地勉

(審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか

4 議題 経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 定刻より1～2分前のようにですが、皆さんおそろいのようですので、ただ今から第35回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日は、西郷委員が少々遅れて出席の御予定と聞いております。また、菅専門委員の方も授業のため中座をなさるということでございます。

まず、前回の部会では、審査メモの中の「オ 商品手持額の把握」「(2) 調査期日の変更」「(3) 調査対象期間の変更」「(4) 調査方法の変更 ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」「イ 調査票の種類の変更」「ウ オンライン調査による調査票の回収業務の対象の拡充」「エ プレプリント事項の拡大」「(5) 調査事項の把握方法の変更」及び「3 集計事項」について審議を行いました。これらについては適当であると判断をされたと理解しております。

一方、北村委員から、インターネット販売の把握について、インターネット販売のシェア及び販売額を割合で回答することを可とするとの統計的な意味について質問がありました。

また、調査期日の変更について、今回、経済センサス基礎調査と商業統計調査の調査期日を一緒にすることにより、どの程度コストが削減できるか、これについて前回の事業所・企業統計調査と商業統計調査を同時に実施した際の情報でもいいので、具体的な概算の数値を示していただくこととしたと思います。また、小売物価統計調査との関係で、その調査ではインターネット販売に関しては調査事項とすることを見送ったわけですが、それとの今回の商業統計調査では調査事項とすることの関係についても御質問がございました。これらについて、後ほど調査実施者及び私の方から説明をしたいと思います。

また、中村委員からは、商品手持額と集計事項に関して何点か質問がございました。前回の部会終了後、調査実施者から中村委員に説明が必要な事項を再確認した結果、本日は、商品手持額の把握が事業所ベース（4桁）から企業ベース（3桁）になることの理由、法人事業所に仕入額の仕入先別割合を聞いているが、仕入総額の方が答えやすいのではないか、商品別に詳細な情報を得ることが困難としても、代表的な商品1種に限って手持額と仕入額を回答してもらうことはできないのかという点について、調査実施者から説明していただくことになりました。後ほど調査実施者から説明をお願いします。

また、審議協力者であります埼玉県から、プレプリント事項についての質問がありました。これについても後ほど調査実施者から説明をお願いいたします。

また、本日は、平成26年基礎調査において総売上高を把握することの適否について、総売上高を把握することの効果と懸念される事項を、基礎調査との関係、事業所母集団データベースとの関係及び他の基幹統計調査との関係の3つの観点から整理した資料が調査実施者と事務局において作成され、提出されております。後ほど調査実施者と事務局から説明していただいた上で、本日の部会で最終的に判断することと致したいと思います。

そのほか、本日、審査メモに記載の論点でまだ審議していない事項として「4 経済センサスの在り方（前回（平成21年）調査における今後の課題への対応）」について審議を致したいと思います。

なお、前回の第34回部会の結果概要については事務局から委員・専門委員の皆様に送付し、確認いただいているところです。このほか、委員・専門委員の皆様から意見、要望や資料の作成要請等については出されていないようですが、今後もお気付きの点がございましたら、事務局までメール等により御連絡を頂ければと思います。

本日の部会は12時までを予定しております。

それでは、初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付統計副審査官 本日の資料でございますが、お手元にございますとおり、資料の1から4までの4種類となっております。資料につきましてはいつものとおりでございます。

資料1 審査メモ

資料2 総務省統計局作成資料

資料4 経済産業省作成資料

資料3は、前回の部会で宿題とされた事項につきまして両調査実施者が作成されたものとなっております。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。過不足はございませんでしょうか。

それでは、最初に、宿題となっております北村委員からのインターネット販売の把握に係る質問について経済産業省から説明をお願いいたします。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、資料3を御覧ください。表紙をめくっていただきまして「『インターネットによる販売』の把握について」というところでございます。

北村委員からの御質問は、「小売物価統計調査の変更の審議においては、通信販売価格の把握についてシェアが低いため時期尚早と判断しており、本調査においてインターネット販売を把握するならば、インターネット販売のシェアを示した上で理由を明らかにしてほしい」ということでございます。

まず、インターネット販売のシェアでございます。こちらについては、経済産業省の「我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」の中で、B to Cの電子商取引の市場規模が把握されております。その中に業種別に幾つか載っているのですけれども、そのうちの小売業のところを集計いたしますと、一番下のところに表を載せておりますとおり、小売業のB to C-ECの市場規模というのが計算できます。これを同じく経済産業省の商業動態統計調査の小売業販売額で割りますと、一番下にありますとおり、割合が計算できるということでございます。必ずしもインターネット販売とは限らないかもしれません、大体こういう数字ということで、平成23年は約3.3%ということになります。見ていただきますとお分かりになりますとおり、B to C-ECの市場規模というのは年々拡大しておりますので、その割合も急速に拡大しているという状況にあります。

ただ、インターネット販売の割合ですけれども、小売業販売額全体として見るならば、先ほど申し上げましたとおり、平成23年は3.3%程度ですので、全体としては余り大きくないという状況ではございます。例えば、平成19年の日本標準産業分類の改定におきましても、その答申の中で、情報通信技術の高度化等に伴って製品の流通の変化等を的確に把握することを可能とする必要があり、店舗を有することなく消費者に商品を流通させる無店舗小売業を新設する必要があるということで無店舗小売業が新設されましたように、新たな販売形態を有する事業者の実態を把握する上でもインターネット販売を特掲して調査することは重要な

と考えております。

また、昨年実施いたしました試験調査の結果におきましても、商品販売形態別割合のうちインターネット販売の割合のところで50%以上の数値を書いてきた事業所も存在しておりますので、産業分類別あるいは地域別、業態別等に集計をしてみることによりまして、我が国におけるインターネット販売の普及の度合いを明らかにすることが可能となり、インターネットを活用した新しい商業モデルの創出など、電子商取引全体を普及・拡大するための施策立案に資する基礎資料としての役割が期待されていると考えております。

既に、平成24年の経済センサス活動調査におきましても、小売販売額の商品販売形態別割合の中で、同じように、店頭販売、訪問販売、通信・カタログ販売等とともにインターネット販売の割合も調査しております。したがいまして、今回調査いたしますと2時点そろいますので、経年変化の状況も捉えられるということになるのですが、今回調査しないということになりますと、せっかく経済センサス活動調査の方で調査しているにも関わらず、経年で捉えることができないこともあります。こういったことも考えまして、今回の調査において引き続き把握していく、インターネット販売がどういうふうに拡大してきているのかというのを把握することは重要だと考えていくところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。販売形態別割合におきまして、今回、インターネット販売を特掲して把握するとしておりますが、こういった割合で調査することに統計的に意味があるのかという御質問でございますけれども、商業統計調査におきましては、こういった販売形態の多様化の実態を把握するために小売販売額の商品販売形態別割合を昭和63年調査から把握するようにしております。今回は、通信・カタログ販売の中にありましたインターネット販売を特掲するということでございますけれども、店頭販売、訪問販売、通信・カタログ販売といった販売形態を、金額ではなく割合で記入するようにしておりますのは、比較的規模の大きい企業組織であれば、経営戦略上、販売形態ごとに勘定を設けて経理していると考えられますけれども、中小、零細企業におきましては、販売形態の区別なく単一の帳簿により一まとめに経理していることも予想されますので、記入者の負担感を軽減して比較的容易に記入できるようにし、未記入率が高まるなどを防ぎたいと考えているためでございます。

最近、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増しておりますので、当該調査項目の構造あるいは傾向を把握する上では、精緻な数値を記入させることができるならば確かにその方が良いのですが、それで調査拒否ですか未記入といった状態が多くなって、実質的に実態を捉えることが困難となるよりは、割合とすることで数値を書いていただいた方が有用性は高いと考えております。

なお、このような金額ではなく割合で把握するといった調査項目につきましては、商業統計調査の創設時であります昭和27年調査のときから存在しております、これと同じ項目で

はなく別の項目ですけれども、こういった割合で聞くというのは存在しております。また、他の基幹統計調査におきましても、従来から調査項目によっては割合で把握しているという場合もございまして、今回、新たにこういったやり方を考えたわけではございません。記入していただく方々の負担感を考慮してこのようなやり方をしているというものでございまして、こうした現状を考慮していただければと考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

今の回答に関しまして北村委員の方から。

○北村委員 ありがとうございました。

私も印象として、特に最近、スマートフォンの拡大などで広い意味での電子商取引というのか、インターネットだけではなくスマートフォンを通じた取引とかも増えていると思いますので、どこかの基幹統計で調査をしてもらいたいと思っておりました。小売物価統計のときにはまだ時期尚早ということだったのですけれども、今回調査していただけるということで非常にうれしく思っております。

ただ、統計のとり方として、いろいろまだ過渡的なものですから、どういう調査の仕方があるのか、どういうふうな情報をとればいいのか、そういうことは今後の課題としていろいろ検討していただく必要があるのかなと思います。特に割合についての表示の仕方とか、そういうことがいいのか、もっと電子商取引というかインターネット取引が拡大していく売り上げのかなりのシェアを占めるようになると、数値で出していただいた方がいいとか、企業によっては、そういうことを主にやっているところがあれば、そういうところの数字は少なくとも実数で出していただきたいとか、それは将来の課題として検討していただければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございました。

私の方からも一言だけ補足させていただきますと、今、コメントがございましたが、小売物価統計調査のときにはインターネット販売の把握に関しては見送るということに致しました。その一つの理由が、小売物価統計が物価の変動を捉える、価格の変動を捉える、特に消費者が店頭で買う場合の変動を捉えるというのが大きな目的でございまして、調査自体が店頭価格を調べるということが根本になっておりまして、その中でインターネットを使った販売あるいは価格をどう捉えるかということに関しては、やはり調査技術上も困難な点があり、時期尚早ということで見送ったわけです。商業統計調査の場合は、商業関係の構造統計として販売形態がどういう形になっているかを把握することは必須であろうと思い、今回の調査では含める、インターネット販売の把握を行うということに関しては妥当であろうと判断いたしております。

それから、把握の仕方に関して、特に今日の資料3の②のところに関して、今、北村委員

の方から御意見がございましたので、その点、今後の課題としてどのように捉えていくかということにして、これからも御検討いただけるように調査実施者の方にお願いしたいと思います。

それでは、商業統計調査におけるインターネット販売の把握に関しましては、ほかに、どうぞ。

○菅専門委員 割合でとることに関する統計学的な考え方なのですが、通常は、ここに書いてあるとおり、勘定科目が設けられてあればそのまま転記すればいいわけです。大企業に関しては恐らく管理会計の方でそこまでやっているだろう。小さいところになるとやつていいことも十分あり得る。そうすると、やはり伝票に戻ってやってもらうということになるのですが、伝票の数が膨大だと、しかも電子化されていないと、できないという問題が発生するわけです。

そのときの考え方ですが、例えばある特定の期間、ある1か月とか、ある1週間を取り上げて、その期間の伝票を仕分けしてもらって、このような割合をはじくというような考え方があります。母集団を全部の年間の伝票と考えると、そのうちのある代表的な期間を取り上げて、それを標本と見て、その割合を一種の推定値と考えるという考え方をします。したがって、全部を調べたわけではないけれども、代表的な期間について、しかもある程度の数の伝票を処理すれば、それを母集団の推定値と考えてもいいのではないか、そのときに割合とすると、上2桁までの精度ですから、比較的書けるのではないかというのがこの背景にあります。

そういう意味で言うと、全く統計的な根拠がなくこれをやっているわけではなくて、ただ、どういう形で伝票を管理しているのか、帳簿を管理している方が事業者の自由になっているのでそこまでは介入できない。そこで結果としては自由裁量というか、ある程度記入者に任せているのだけれども、統計的な考え方としてはそのように考えればいいのではないかというのが、これはあくまで私の個人的な見解ですが、あると思われます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

今の菅専門委員の御意見も参考にした上で、今後の把握の仕方について御検討いただければと思います。

インターネット販売の把握に関してほかに御意見はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、続きまして、同じく宿題となっていました中村委員からの商品手持額の把握に係る質問に関して、経済産業省から説明をお願いいたします。

○若林構造統計室長 同じく資料3の3ページ目を御覧ください。商品手持額の把握についてまして、中村委員から御質問いただいたおりました。

まず、「①商品手持額が事業所ベースから企業ベースになることについて、以下のどちら

によるものか」という御質問がございます。

この場合、事業所ベースですと分類が4桁なのですけれども、企業ベースになりますと3桁分類になるということも併せての御質問だと考えております。これについてなのですが、前回の平成19年商業統計調査までは、事業所単位の調査事項と致しまして、期末のみの商品手持額を調査しておりました。産業連関表及び国民経済計算等の二次加工統計の推計精度の向上から、より正確な商業マージンの推計のために流通在庫増減の把握を求められておりました。

その一方で、商業事業所の実態と致しまして、以前は同一の商業事業所内で倉庫等を有していましたので、事業所内で商品手持額を管理する形態が一般的ではありました。現在におきましては、複数の商業事業所を有する企業の場合では商品手持額が事業所にあるとは限らず、企業として管理していることが一般化しております。このような事業所の場合は、従来の事業所単位での商品手持額を把握することは困難となってきております。

このような実態に基づきまして、さらに記入者負担に十分に配慮しながら、二次加工統計の推計精度の向上を実現するということで調査事項を検討した結果として、企業単位で年初と年末の商品手持額を把握するとしたものでございます。

なお、集計表におきまして、産業分類の格付が、先ほど申しましたように、細分類の4桁から小分類の3桁となりますのは、調査事項が事業所単位ではなくて企業単位となつたことで、企業の集計表で表章するということになったものでございます。企業の産業分類は細分類のレベルで格付することが困難でございまして、結果として小分類での集計となっているものでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページ目の「②法人事業所には仕入額の仕入先別割合を聞いています。仕入総額の方が答えやすいのではないか」ということでございます。

これにつきましては、最初の部会の資料3に調査票がございますので、調査票を御覧いただければと思うのですが、資料3の3—4に調査票がございます。その最後の表ですが、「調査票C」の事業所単位の方、最後のページになります。裏面です。年間商品仕入額の仕入先別割合というのがございます。こちらの方の御質問だと思います。事業所ベースは金額ではなく仕入先別の割合で聞いております。法人事業所に対しまして、年間商品仕入額の仕入先別割合を聞いておりますのは、ここにありますとおり、年間商品仕入額の仕入先別割合とその下に17番として年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合というのを聞いておりまして、両方とも割合をとってございます。それをクロスさせることで、事業所ごとに流通経路、それから流通段階のどこに該当するのかの格付を行いまして、商業事業所におきます流通経路、流通段階別の商取引の実態を明らかにすることを目的としているためでございまして、仕入総額ではなくて仕入先別の割合を調査することが必要になっております。また、企業の方では仕入先別の総額の方を聞いておりますので、企業に加えて事業所ごとに仕入総

額を記入させることは記入者負担が増加するということもございますので、調査事項とするのは適当ではないと考えております。

「③商品手持額は仕入原価による評価を原則としているが、在庫変動、マージン額の推計のためには、加工統計側でこれを年末価格評価に変換する必要がある。この評価の変換は、複数の商品が混じると格段に難しくなるので、商品別の手持額、仕入額を把握することが望ましい。商品別に詳細な情報を得ることは無理として、売上高最大の、あるいは代表的な商品1種に限って手持額と仕入額を回答してもらうことができれば、その方が良いかもしれません」 という御質問でございます。

先ほどの「調査票C」の事業所別の方ではなくて企業調査票の方で、どちらかといえば緑色の雰囲気の調査票ですけれども、その右下の年初及び年末商品手持額と年間商品仕入額を企業に対しては金額で聞いているところです。商品別の在庫が把握できれば、御指摘のとおり、評価の変換作業の効率化が図られるということになると思いますけれども、今般、期末のみの商品手持額を年初と年末の2時点で記入させることとする調査事項の見直しを行うこととしております。これは記入箇所の増加ということになります。これに加えて、商品別に年初商品手持額と年末商品手持額を記入させるということは、やはり記入者に著しい負担を強いることになりますし、結果として未記入の増加につながるということが懸念されますので、望ましくないと考えております。

また、企業の仕入総額ではなくて代表的な商品1種についてのみ仕入額と手持額を調査すると致しますと、これは企業の活動の極めて限られた部分的な数値になりますので、商業活動の構造を明らかにすることを目的としております商業統計調査の結果とは異なってくるのではないかと考えております。

私の方の説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

では、ただ今の回答に関しまして、中村委員の方から。

○中村委員 大変丁寧な御説明、ありがとうございました。

①及び②については、そういう事情だと言えると思います。

③につきましては、流通在庫の問題はSNAと一次統計との関係ということで、現行の基本計画でも盛り込まれている課題でありますので、しつこくお尋ねしたわけであります。

手持額は仕入原価による評価だということでありますので、マージンと在庫変動を正確につかむためには期末価格評価に変更する必要があるというわけですが、よく知られていますように、在庫残高に関する価格指数と在庫のフローに関する価格指数、これは品目の構成が違いますので全く異なることがあります。いずれにしろ、これは悉皆調査ではない、法人だけに聞くわけですから、推計のための情報を得るということであります。そうだとすると、総額についての情報と、あるいはもっと金額的には限られるけれども、代表的な商品

1種に関する正確な情報をとるということと、どちらがいいのか。これは産業連関表あるいはSNAの推計当局がどうお考えになるか、私は存じておりませんけれども、どうも私としては、個別の商品についての情報が得られればそちらの方が有用ではないかと思われます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

①及び②の部分に関しては中村委員の方からもやむを得ないという御判断を頂いたわけですが、③に関して、今、少しコメントがございました。商品別というところが一番大きなポイントで、在庫残高の価格指数と在庫のフローの指数とは確かに異なる。それを把握するために商品別の手持額、仕入額が必要ではないかという御意見でございます。今の商品手持額の把握に関して、ほかの委員、専門委員の方の御意見、どうぞ。

○菅専門委員 これまで商業統計は仕入れを聞いていたわけですけれども、活動調査で事実上違うやり方をとるようになった。経済センサス活動調査のやり方と商業統計のやり方はどちらがいいのかということを検討したときに、やはり経済センサスでやっているような、ここで言うと商品手持額を調べる方がマージンの推計には適切であろう。経済センサス活動調査と商業統計でマージンの推計値のやり方が全く違うのは困るであろうということで、より正確であるという意味で経済センサス活動調査の方に合わせる形でとり方を変えたという事情があります。その意味では、2つの統計、つまり活動調査と商業統計の間で整合性がとれるということと、マージンの推計自体の精度が上がるということはよかったですのではないかと思います。

中村委員がおっしゃるとおり、商品別は本当は欲しいところなのですが、統計で要求される商品の分類と事業所が持っている商品の分類が必ずしも一致しないので、その組換え作業が全自動でできればいいのだけれども、今のところそれができる状態にはないということがあって、そのところが今、技術的に難しいのではないかと思います。恐らく過去にもそういうことに関してはいろいろと研究されているのですけれども、難点は、統計の分類と社会一般の流通業者が使っている分類というのがなかなか合わない。したがって、組換えをどうするという問題があります、よくあるのは、プラスチック製のバケツと金属製のバケツ、それは分けてほしいのだけれども、当然バケツはバケツであるというような感じになっていて、なかなか難しいというのがあります。技術的には難しいのだけれども、やはり今後研究していくことは必要ではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 1点疑問がございまして、②のところでございます。事業所単位では仕入額というのは捉えられていないと思うのですが、仕入先別割合を一方で把握されている。先ほどのインターネットの話ですと、たしか金額に割合を掛けて金額ベースで集計しているという話を聞きしたと思うのですが、仕入額については、そういう意味では金額に割り戻すようなことは特にできないような気もするのですが、どういった

形で集計をされるのかなと思いまして、そこだけ確認をさせていただければと思います。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 御質問の、割合で聞いた後の表章の仕方に関してですけれども、事業所別には仕入総額を聞いておりませんので、年間商品販売額の合計のところで金額の方に戻しております。金額の多寡そのものの問題というよりは割合の方が重要なので、それを便宜上、年間の販売額で金額に戻しております。同じように、卸売販売額の販売先別割合も卸売の販売額の計で金額に割り戻しているということでございます。

○菅専門委員 元々、この目的なのですけれども、50年くらい前の話ですが、そのころ日本の商業構造が何段階にもわたって非常に不効率である、流通経路を短縮化して効率を上げなくてはいけないということで、流通経路を明らかにしようという目的で、そもそもこれは始まっているわけです。要するに、マージンをはじくためとか、そういう目的ではないわけです。実際、50年前の話で、まだスーパーも出たころの話で、その後、日本の流通構造がだんだんと効率化していく、昔は途中に卸売業者が何段階も入っていたのだけれども、それがだんだんと短縮されていったというのを歴史的に描いていた統計なのです。

したがって、目的が、流通経路が分かればいいという考え方をしています。だから、先ほどのマージンをはじくという発想はそもそもない。もっと言うと、金額をはじくという発想もなくて、経路が短縮されれば統計目的は十分達成されていて、W/W比率とか言ったりしますけれども、目的はそれだけと言ってもいいし、それ以外の目的がないものだからこういう形で、そういう意味で言うと、仕入先別と販売先別をクロスさせないと流通経路が見えない。流通経路が見えればもういいという、そういう感じの設計である。それが大体50年前くらいにできて、それ以来ずっと維持されてきているということだと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

先ほどの中村委員のコメントに戻りまして、商品別をどう処理するかということですが、現在の計画では新たに商品別のものを入れるのは大変難しい状況だと判断せざるを得ないということですが、そのことと、年末での価格評価の問題とはどうでしょうか。年末価格評価に変換する必要があるため、それさえ取れれば必ずしも細かく商品別にとる必要はないという御判断ですか。

○中村委員 やはりマージンというのは商品別に異なるものでしょうから、マージンを正確に計算するためには商品別が必要ではないですかね。ただ、それが一次統計から得られるのか、あるいは二次統計側で推計するのかという問題になるわけですが、二次統計側の事情から言えば、金額的には限られていても商品別にきっちりと仕入額とマージンとの関係がつかめる方がいいのではないかと私は想像するものであります、ですからこの点について一体どちらが望ましいのか。つまり、総額として手持額、仕入高を把握するのが望ましいのか、あるいは金額的に限られても商品別にそういう情報があった方が望ましいのかということを、

SNA、I-0の推計当局と、これから課題としてよろしいのですけれども、もう一回御検討いただきたいということです。

○廣松部会長　はい。

○菅専門委員　つまり、要するに両方とも欲しいと言った方が正しい。やはり商品が欲しいのだけれども、組換えがどうしても、要するに業者が持っている分類と統計で要求される分類の組換え作業を全自動できれば何の問題もないということだろうと思います。そこが今のところ調べた限りではかなりの負担になってしまふ。したがって、正確にはできないというところがやはり難しいところで、そこに関しては技術的になかなか難しい。

要するに、流通業者は流通業者の販売目的で分類を設定している。統計は統計からの理論的な要請に基づいて分類を設定する。組換えをやろうとすると、それだけで追加的なコストが掛かる。コンバータも必要になってくる。それをどうするかということに関して、欲しいことは欲しいけれども、ない。では、一部の商品だったらいいかというとここがまた難しくなってきて、ここにも書いてありますが、代表的な1商品というのが何をもって代表的というかという問題が次に出てきてしまうわけです。

今、例えば産業連関表では作成時において特別調査を実施してこの情報を補っている。問題は、国民経済計算等の毎年作らなくてはいけないような二次統計に関してそういうことができるかというところがどうしようかというところだと思います。やはり技術的に難しいというのは、記録の様式に依存してしまう、制度と言ったらいいでしょうか、商慣行というか、そういったものに依存してしまうところが非常につらいところではないかと思います。

○廣松部会長　ほかに御意見はござりますか。

○北村委員　菅さんに聞きたいのですけれども、もし商慣行に依存していて商品分類が販売している企業側によって違うといったら、企業側には商品分類を記入してもらって、それを役所でコンバートするとか、そういうことをすればできるということですか。

○菅専門委員　同じことを考えたことがあるのですが、問題は、例えばコードで入っているのです。そうすると、その商品が一体何かというのを調べるだけで膨大なコストが掛かってしまう。かつて実はやはりそういうケースがあったようです。向こうが持っているデータ様式で来て、ものすごく緻密な情報が来た。問題は、全部コードで、要するに商品名で入っているわけではありませんで、コードで入っていて、しかもそれが一体何なのかが専門家でないと分からない。とても手に負えるものではないということです。

○北村委員　でも、そのコードを読む情報はあるわけですね、プログラムなり何なりは。

○菅専門委員　コードを読む情報はあります。

○北村委員　そうですね。それを使って分類すればいいじゃないですか。

○菅専門委員　ただ、コンバータを作ることができない。

○北村委員　流通段階である程度共通のコードを使われているとすれば、コンバータ自体は

一回できればかなり汎用性がある。

○菅専門委員 そこはいろいろとJANコードとかあるわけですが、そっちはがんがん変わっていくということですね。その問題がまず大きい。もう一つは、必ずしも一対一対応ではない。要するに、向こうが粗いということもあるし、統計の方が粗いということもある。複数対複数対応になつたらという、そのところが技術的にこれなら大丈夫だというところまで詰められているわけではないということです。先生のおっしゃるとおり、そこに関する技術的に何とかできる余地はあるけれども、すぐできる状態にはなっていないということです。

○廣松部会長 今、御議論ございましたとおり、特に商品別の把握は大変技術的に難しいということもあって、先ほど申しましたが、今回の計画、すなわち平成26年の調査でそれを実現するというのは不可能な状況にあると思います。

中村委員の御指摘のとおり、二次加工統計側の意向とも関係するかと思いますが、理想的には確かに商品別にむしろ仕入額の情報が一次側で取れれば、それはそれで大変望ましいことだと思います。その点は現時点で菅専門委員が言われた統計技術的な問題も含めて、もう少し中長期的な課題として調査実施者の方に御検討いただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川原総務省政策統括官付統計利用専門官 1点だけ、産業連関表の特別調査の話が先ほど出てまいりましたが、経済産業省の方で商業マージンの関係は特別調査を実施して、商品別のマージンについては産業連関表側で一般統計調査として実施している状況にありますので、全くデータがないわけでは恐らくないだろうというところでございます。一応そういったものがあるということで、全くないわけではないということだけコメントさせていただきます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、商品手持額把握に関する宿題に関しましては以上にさせていただきます。

続きまして、北村委員の方からの調査期日の変更についての質問もやはり宿題となっています。具体的には、経済センサス基礎調査と商業統計調査の調査期日を一緒にすることにより、今回はそれを一体実施と呼んでいるわけですが、どれくらいコストが削減できるかについて、資料を用意していただいておりますので、これは統計局の方から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 引き続き、資料の5ページ目でございます。皆さん今、見ていただいていると思いますが、資料3の5ページ目のところに基づいて説明させていただきます。

今回、26年の調査ということでございますが、実は10年前、平成16年に当時の事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）、サービス業基本調査を同時実施したという経緯がございました。そのときの試算といいましょうか、最終的には3調査同時実施するための予算要求額でございますけれども、予算要求に当たって試算した結果として手元

に残っている情報を報告させていただきますと、当時、3調査同時実施の事業所・企業については、元々28.6億円程度の額が必要ではなかったかと見込まれておりましたが、約4.8億円合理化減しまして23.8億円で要求したという実績がございます。それから、商業統計調査についても同様に5億円規模の合理化減で予算要求した経緯がございます。サービス業基本調査についても若干合理化減がございまして、全体でいえば10億円規模の合理化減があったというのが10年前の実績でございました。

ただ、今日は調査票等を持ってきておりませんけれども、実は3調査同時実施というのは、当時、簡易調査でございましたので調査票を1枚にまとめまして、A判の裏表に全ての調査項目を盛り込みました。調査員の稼働日数、審査、そういうもろもろも含めて、3調査同時実施にしてかなりコンパクトになったという経緯はございます。そういうこともあります、これくらいの合理化減になったということでございました。

今回、26年について予算要求はまだ積算中でございますので、具体的な数字をここでお示しするのは難しいところがあります。それから、3調査の調査票を1枚にまとめた状況と、今回、経済センサス基礎調査と商業統計調査の本調査といいましょうか、詳細な調査ということで、調査項目もかなり広がりが違いますので、一概に比較することがなかなか難しいと思いますけれども、億円単位の合理化に取り組むべく、今、いろんなことを考えております。ただ、調査手法が変わったり、本社一括調査の導入、加えていろんな面で調査環境の悪化等に伴う対策経費などいろいろございます。具体的な数字をお示しできず恐縮でございますけれども、10年前ほどの合理化減にはならないと思いますが、億円単位の合理化をすべく、今、いろいろと中身を練っているところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。北村委員、お願ひします。

○北村委員 どうもありがとうございました。

メリットということで記入者負担とか回収の話とかいろんな意味での合理化が一体調査で図られていると思うので、必ずしもコスト上の話ではないのですけれども、やはり財政もひつ迫しているので、コストの上でもある程度メリットがあるのだということを確認させていただければ、必要かと思います。よろしくお願ひします。

○廣松部会長 ありがとうございました。

最後の方の総売上高を把握することの効果のところでもまた出てくるかと思いますが、とりあえず資料3の5ページから6ページにかけて、前回平成16年のときの状況と10年後の平成26年調査との比較から、大体の目安というか、コストに関してお示しいただきました。

先ほどの回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

次に、これは審議協力者であります埼玉県の方から質問ですが、プレプリント事項について、統計局の方からもう一度御説明をお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 これも報告的なことになりますが、結論から言いますと資料3の7ページの2番に書いてございますが、ふりがなについては今回きちんとプレプリントするということでございます。非常に長い部分は技術的にいろいろ処理しなければいけない事項はございますけれども、基本的には全てプレプリント対応を考えております。

○廣松部会長 ありがとうございました。

埼玉県、いかがでしょうか。

○埼玉県 ありがとうございます。平成24年には経済センサスの活動調査も行われておりますので、多分ほとんどの調査票に振り仮名が振られるのだと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○廣松部会長 ありがとうございました。

調査実施者の方で可能な限り努力をすることをございませんので、プレプリントの拡大、特に振り仮名についてはその方向で検討する予定であるということで御理解いただければと思います。

次に、前々回の宿題ということで調査実施者にお願いしたものでございますが、平成26年基礎調査において総売上高を把握することの効果と懸念される事項について、基礎調査との関係、事業所母集団データベースとの関係、及び他の基幹統計調査との関係、この3つの観点から調査実施者と事務局において資料作成をお願いしてきました。それが今回整いましたので、その内容に関して調査実施者である統計局と事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、私の方から説明させていただきます。引き続き、お手元の資料の8ページ以降でございます。

8ページの表を中心に、これまでの部会で私どもが審査メモに基づきまして説明させていただいた事項、それから、審議の中で委員の皆様からコメントいただいた事項を盛り込むような形で、効果と懸念、その対応策ということでまとめた表になっているところでございます。

表頭に「項目」と書いてございますけれども、大きく3つの視点があるということでございます。まず、「事業所母集団データベースの整備との関係」ということです。事業所母集団データベースについては、24年活動調査を基盤としまして現在さまざまなデータを取り込んで、6月にその第1弾の抽出のためのフレームを提供すべく作業しているところでございます。管理・提供する母集団データベースの中に売上高を入れることによって、漠然と書いておりますけれども、母集団情報の規模情報として売上高を活用できるようになる。売上高

の活用に当たっていろんな検証も必要になると思いますので、そういう検証のためのデータも把握することができる。そういう観点から事業所母集団データベースの整備との関係で有用性といいましょうか、効果があるということでございます。

それに対する懸念事項としまして、総売上高を把握することによって回収率が低下するのではないかという懸念もございました。

対応策としては、いろんな視点から御説明させていただきましたが、あらゆる視点に共通することが多い状況でございますので、まとめて対応策として書かせていただきました。回収率低下への対応としましては、オンライン調査の実施による調査客体の利便性向上や、情報保護意識への対応を図る。

直前に実施される調査についてデータ移送が可能なものについては総売上高のデータ移送を図る。

知名度の向上も含めて、情報発信について説明責任を果たすという意味も含めて広報する。

それから、いろんな業界等も含めて協力依頼をしっかりとやっていく。情報が中央組織だけではなくて津々浦々まで届くような形で協力依頼の徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

いろんな調査の実査上、回収率低下の懸念もございますけれども、売上高に伴うだけではなくて、回収率向上の地方公共団体のいろんな取組もございますので、そういう情報をきちんと全国的に共有しながらしっかりととした実施体制を作るということでございます。

それから、売上高を把握することによって審査等についての項目が1つ増えるということでございますので、システム化を通じて重点化、効率化するという形で懸念に対しては対応していきたいと考えているところでございます。

項目の2番目として「他の基幹統計調査等との関係」ということでございます。これについてのメリットとしましては、各種統計調査のデータ補完といいましょうか、データベースの役割が、必要に応じて参照すべきデータを事前に得られるという元々の位置付けになっておりますけれども、そういう観点から有用性があるということでございます。

総売上高を把握することによって、フェイス項目として確認することによって、ほかのデータを相互に比較することも可能になりますので、そういう観点から統計全体の品質向上が期待できる。

標本抽出の際に、先ほど口頭でデータベースとの関係で申し上げたことと重複することがありますけれども、総売上高層化によって売上高を調べる調査においては統計調査自身の精度向上にもつながるということでございます。

それから、標本調査の可能性の拡大を図るための一つの検証ということで、データベースの中で時系列的に活動調査・基礎調査という形で総売上高を把握できれば、いろいろな検証にも役立つということでございます。

EuroStatのマニュアルにおいても、データベースの情報を活用して統計調査を行う場合の標本抽出に当たっては規模情報として総売上高を使うことが望ましいという御指摘もあったことが参考情報としてございます。

これに関して懸念事項としては、いろんな調査で売上高を何回も把握されることに対して報告者負担の増加や回収率低下の懸念があるのではないかという話もございました。これは先ほどのデータベースのところで申し上げたことと関連する事項でございます。

それから、先ほど重複化への対応としてデータ移送を一部行うというお話をさせていただきましたけれども、データ移送する調査の対象者と、ならなかった対象者では、そこに不公平感が生じるのではないかといった御指摘もございました。

層化に当たって、標本抽出などで層化に売上高を使うのはいいのであるが、時点のずれ等についてどう考えるのかという懸念事項も指摘されたところでございます。

対応策については、横にある「対応策」にまとめて書いてございます。重複しますので説明を省略しますけれども、一つ一つ対応していくのかなと思っております。数理的な御懸念への対応ということでは、きちんと検証した上で今後データベースをどう利用していくか考えていくたい。そのためにも、総売上高を把握することによって検証ができるということが部会の審議の中であったかと思います。

項目の3番目の「基礎調査との関係」でございますが、メリットとしまして、事業所母集団データベースの有用性の観点については先ほど説明したとおりでございまして、そういう観点から基礎調査の実施上、総売上高を把握するメリットがあると説明させていただきました。

それに対して、調査の実査上の実務面から審査事務の負担増や、調査の現場において事業所からの反応が、行政への不信感の高まり、それを増幅するような形になるのではないかという話や、説明の負担が増えるのではないかというお話もございました。

そういう懸念については、先ほど申し上げたとおり、広報や調査実査上のノウハウの共有、審査におけるシステム化を通じた重点化、効率化を通じて対応していきたいというお話を説明させていただいたところでございました。

全体のまとめとしてはこういうことであったかと思います。部会の中ではいろんなコメントがこれを補足するような形であったかと思いますけれども、要點をまとめるとこういうことかと調査実施者としては考えているところでございます。

9ページ、10ページにつきましては、これまでの事業所母集団データベースの概念、それから経済センサスや行政記録による照会によってデータベースの中身を更新していくお話、各種統計調査（19統計調査）との関係等について、部会の中でお示しした資料を参考に全体のいろいろな調査の位置付け等も踏まえて出させていただきました。

とりあえず調査実施者からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局の方から捕捉説明をお願いします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から補足いたします。

ただ今の中身の詳細につきましては、調査実施者の統計局からかなり詳細かつ網羅的に御説明いただきました。ちなみに、事務局からは審査を担当する部局としての立場で若干コメントさせていただきます。

26年基礎調査で総売上高を把握することに關しまして、賛否両論あることは委員会の場でも申し上げましたし、本部会の中でも御議論いただく際には再三申し上げてまいりました。それを踏まえまして、この部会で各方面から多様な議論をしていただいたことは非常に有り難く思っております。

ただし、この件につきまして、事務局としてまず一つの狙いとしては、今回の審議は26年に限ったものであることを明確にしたかったことと、この部会に御参加いただきました委員・専門委員はもとより、各府省の方々及び地方公共団体の方々が問題意識を共有した上で議論され、しかも網羅的にこういったことについて目配せした上で議論されたというエビデンスを残す必要があると考えました。したがいまして、こういうものを共同して作った次第でございます。

事務局としましては、このペーパーにつきましては26年という冠をかぶったペーパーではございますけれども、その議論につきましては、恐らく経済センサスの今後の在り方にも波及する話であり、ある意味でベースとなる議論でございますので、ここで整理させていただいたというものでございます。

なお、老婆心ながらですが、対応策の最後の欄に米印を付けさせていただいておりますけれども、本件というのは一つのトライアルでございまして、今後どういう形で結論が出るかというのは引き続き注視、フォローアップしていく必要があるものと思っておりますので、この部会の立場でこういった米印を付させていただいたというものでございます。これによりまして、統計委員会に対しても何をどのような立場で御議論いただいたかというエビデンスが残せたものと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この部会の開始以降、平成26年経済センサス－基礎調査で総売上高を取ることに關してさまざまな角度から御議論いただいたことを、今日、資料3の8ページ以降の形でその効果及び懸念事項に關してまとめていただいたものでございます。

このまとめに關しまして何か御意見等はございますか。

○東京都 東京都でございます。対応策についてさまざま書いていただきました。ありがとうございます。

地方と致しましては、現在の調査環境の悪化、情報保護意識の高まりといった中で、調査員調査におけるこうした総売上高を把握することへの、この有用性は十分に認識しておりますが、地方としても何らかの対策をどんどんとつけていかなければと考えております。つきましては、総務省、経済産業省におかれましても、調査員が集まらない地方への負担軽減、また調査困難地域、特に繁華街や情報保護意識の高い地域への何らかの対策の検討実施といったところを、この26年の同時実施におかれましては、行っていただきたいと考えておりますので、そのところにつきましても、こちらの対応策の中に記述していただければと考えております。

○廣松部会長 そうですね。今、審議協力者の東京都の方から御意見がございました。御要望を踏まえて、それを、特に対応策のところに関して一言入れるかどうか、それは後ほど検討させていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○大阪府 大阪府でございます。

前回もお願い申し上げましたけれども、本社一括調査というのが大きなウエートを占めるかと思います。各企業において非協力的な企業があつて、事業所の方に参りますと、いや、それは本社で答えます、地区名簿であればそれは事業所で答えてくださいというふうに、調査員が行きましたそういうやりとりがかなりあったと聞いております。ここに広報をやっていただきたいということが書いてありますけれども、特に本社の方には、傘下の事業所であるとか、支社、支所、それと関連、特に大手でも非協力的な企業があると聞いておりますので、できるだけ御協力いただくように広報活動、それから特に強い要請ですね。それと、いろんな商業施設の中には入っていけないところがございまして、そういうところは管理会社、それから傘下の関係団体にも要請依頼、広報を徹底していただきたい。

事業所の母集団の名簿、地区調査で名簿があると思うので、名簿の整理の方も今、努力していただいていると思うのですけれども、調査名簿につきましても、その辺の精度をまた一段と上げていただきたいというのが実査を担当している方からの希望でございますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございました。

これは実査担当の方々からの要望ということですので、議事録に必ず残すという形にしたいと思います。ほかに御意見はございますか。

それでは、先ほども申しましたとおり、この部会の初回から、平成26年の基礎調査において総売上高を取ることに関して様々な観点から御議論いただきました。今日、資料3の8ページから10ページのところでまとめていただきましたような内容で、この部会として、論点メニューにございます調査事項の変更のうち「ア 総売上高の把握」については本部会の結論として適当とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

今、審議協力者の東京都、大阪府の方からありましたコメント、要望に関しましては、議事録に残すと同時に、対応策のところの記述の仕方を少し考えるということにしたいと思います。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 調査の実査上のいろんな工夫とか対応というのは、経済センサスだけではなくて世帯調査など、私もいろいろ担当したことがございますけれども、世帯調査に限らず、実査の地方公共団体の方から工夫すべき事項について要望等ありましたら、真摯に対応してきているところでございます。その一環として、まだ調査実施まで1年近くございますので、いろんなコミュニケーションの場を引き続き持ちまして、具体的な内容についてはその調査ごとの対応がいろいろある中で各調査やっているところでございますけれども、経済センサスについても引き続き対応していきたいと思います。

○廣松部会長 よろしくお願ひをいたします。

それでは、最初に申し上げましたとおり、本日の資料1の審査メモのうち、まだ審議をしておりません論点に関して御審議をお願いしたいと思います。

具体的には、審査メモの10ページの「4 経済センサスの在り方（前回（平成21年）調査における今後の課題への対応）」でございます。

では、この論点に関する回答を調査実施者であります統計局及び経済産業省からそれぞれお願ひいたします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 では、まず、総務省統計局の方から説明させていただきたいと思います。

お手元の資料2の方に戻っていただきたいと思います。資料2の25ページに今後の在り方についてまとめさせていただいた資料がございます。

審査メモの論点が3つございました。私どもの理解としましては、経済センサス活動調査、経済センサス基礎調査、事業所母集団データベースとの関係等を踏まえて、基礎調査の今後について調査実施者として必要性も含めてどのように考えているのかという論点であろうと考えます。

まず、今までの経済センサスの立ち上げ期におけるいろいろな整理の内容も踏まえまして、現在の位置付け等について整理させていただいたのが1番、2番でございます。これまでの部会で説明させていただいた内容と重複する部分もありますので、簡単に説明させていただきます。

経済センサス基礎調査は、活動調査の実施も含めて、事業所母集団データベース等における母集団情報を提供するという目的と、事業所・企業に関する基本的構造を全国及び地域別に網羅的に明らかにするという目的の下に実施しております。

その発端は、平成18年に「経済センサスの枠組みについて」ということで有識者の意見等を踏まえて各省合意の下に作ったものがございますけれども、その中で、経済センサスの活動調査を起点として、活動調査は5年周期で実施し、その中間年に母集団情報整備のための調査をやりましょうと。その当時は母集団情報整備のための調査と言っておりましたが、平成21年と26年については基本計画等では基礎調査という形で位置付けられて実施したということでございます。そういうこれまでの経緯がございました。その観点から26年調査についても基礎調査として実施しているという状況でございます。

基盤となる経済センサスに加えて、経常的に母集団情報を更新・整備するという観点から、行政記録情報、具体的には労働保険情報と商業・法人登記の情報を毎月関係省庁から頂きまして、記録を更新する作業を24年度からその基になる作業を始めたというのが現状でございます。

そのような状況ではございますが、部会の中でも以前御説明させていただきましたけれども、例えば次の27ページ目に、行政記録情報の把握できる範囲について、再掲させていただいている。行政記録情報の中で、事業所については前回の基礎調査ベースで言うと600万余ございましたけれども、その中を法人、個人、それから単独か複数かという観点から分けております。個人の単独事業所で従業者がいないところというのは全体で80万から90万程度ありますが、その新設、廃業の状況については行政記録では制度上把握できないということです。法人で複数事業所から成る支所につきましては、労働保険の情報で最初に新設されたときには把握できるのですが、その後の改廃については、私どもの行政記録の使い方の習熟度が足りない部分がひょっとしたらあるのかもしれませんけれども、把握するのが難しいということは、行政記録の中身から我々が知見としているのはそういう状況でございます。複数事業所から成る企業の支所というのは全国で120万ぐらいあると結果から分かっておるわけでございますが、こういうところがなかなか把握できていない状況でございます。

これは制度的に行政記録で把握できる範囲に入ってございますけれども、廃業については廃業の届出が行政側にされていないという実態もございます。25ページ目の3番のところに戻っていただきたいと思いますけれども、私ども行政記録で情報を更新しようとしているわけでございますが、行政記録では把握できていない部分、行政に届け出が出されていない部分等を踏まえて限界があるのも事実でございます。

次の26ページ目の4番として、労働保険や商業・法人登記のデータから、年間ベースでいうと新設の情報として24万程度ピックアップしているものについて、統計法第27条の規定に基づいて事業所・企業へ照会しておりますけれども、その照会に対して、申告義務等はございませんので、必ずしも全ての事業所から回答が得られているわけではないという実態もございます。

そういう観点から、経済センサスの基盤としてデータベースを更新するに当たっては限界

のあるところもございまして、以前申し上げましたけれども、現状では活動調査の中間年に網羅的に母集団情報を整備することが必要だろうと調査実施者としては考えているところでございます。

ただ、そういう現状に甘んじるわけにもいきませんので、経常的な行政記録に基づく母集団データベースの更新の部分についても改善する策を今後考えていかねばと思っておりまして、そういう観点から、まずやるべきこととしましては、先ほど申し上げました法人企業における支社の改廃等も踏まえた企業構造の変化の実態の把握です。それがなぜ起きるかといいますと、事業の再構築や分社化、合併・分割に伴って起きていると認識しておりますので、そういう情報を的確に把握してデータベースに反映させるような体制を整備する必要があるということでございます。こういうところについては機械的になかなかできないということがありまして、諸外国では専門的に教育された公務員の体制を整えてビジネスレジスターを整備しているというところがほとんどでございます。

個人企業の雇用者なしのところにつきましても、行政記録から全く把握できないということがございますので、新設・改廃の情報が政府全体の中にはないか、今後いろいろと検討したいと考えているところでございます。

それから、照会への回答が必ずしもないことがあります。私どもも行政記録からただピックアップして、そのままそれを何の現状照会もせずにデータベースに登録するというわけにはいきませんので、現状照会をしてきちんと活動実態があるということを踏まえてデータベースに記録する必要があると考えております。そういう回答精度の向上を督促等のテクニカルな課題も含めて対応したいと考えているところでございます。

現状と今後の精度向上への取組などを踏まえて、総合的に判断して、今後の在り方についてはその都度考えていきますので、そういうことを7番の結論としてまとめさせていただいたところでございます。

総務省からの説明は以上でございます。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 それでは、引き続いて経済産業省からですが、資料4の16ページを御覧ください。先ほど基礎調査の在り方について御説明がありましたので、商業統計調査の在り方について体系的整備の観点からどのように整理する計画かということについて御説明いたします。

まず、商業統計調査の在り方につきましては、「経済センサスの枠組みについて」におきまして、「平成23年経済センサス活動調査の実施の2年後に商業の実態を詳細に把握するために商業統計調査を実施する。この際、標本調査の可能性について検討するとともに、調査事項の見直しを図る」とされていたところでございます。

これを受けた経済産業省では、標本調査の可能性や次回調査に向けた調査項目の見直しを行いまして、今回の平成26年調査を計画したものでございます。

平成26年調査以降の商業統計調査の在り方につきましては、現時点においては前述の「経済センサスの枠組みについて」で整理されたとおり、経済センサス活動調査の実施の2年後に商業統計調査を実施することとして考えております。また、調査の実施に当たりまして、調査事項等について検討し、必要に応じた見直しを図りたいと考えているところでございます。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この論点に関しまして調査実施者の方から回答を頂きました。菅専門委員が中座される

ということですので、もし何かこの時点で御意見がございましたらいただければと思います。

○菅専門委員 第一に、これを見ると個人企業の把握がなかなか難しいということがよく分かると思いますが、どこの国でもまずそうだということです。どこの国でも、行政記録を使つても個人企業を把握するのは非常に難しい。したがって、日本だけが特に遅れているわけではないということです。廃業の対応も同様として、どこの国でも苦労している。例えば、2年間申告がないと廃業と認めるとか、あるいは雇用者が亡くなると廃業とするとか、そういうような擬制的な扱いをやっていることが多いわけです。

もう一つ難しいのは、どこの国の事例を見ても、その国の制度に深く依存してしまうものですから他国の事例をそのまま導入するわけにもいかない。そうすると技法といいますか、どういうふうに名簿を行政記録に基づいてメンテナンスするかというテクニックを開発していかなければいけないわけで、そういう意味で試行錯誤がどうしても必要である。いつになれば完成するのかというと、これは何とも言えない。やはり試行錯誤の中で見つけていかなければいけないわけで、もしかしたら物すごく早いかもしないし、難航するかもしない。多くの国も、例えば制度が大きく変わることによって前進したとか、いろんなケースがありますので、それについては、むしろ技術的に進歩しているかどうかをよく確認していく、焦らないということが重要だと思います。

一方で、名簿がこういう形で整備されることによって、これまで取れなかつたような調査が次第に可能になってくる、あるいは精度が上がるということも確実だと思われますので、それを期待しつつ、技術的な蓄積を効率よくどうやっていくかというのが重要なのではないかなと思います。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、経済センサスの在り方に関しまして、調査実施者の回答と考え方に関しまして、委員、専門委員の方々から御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○野辺地専門委員 経済センサスの基礎調査と活動調査の役割というのは、スタートした時点で基礎調査母集団情報の整備、それから本格的な活動調査を行うということで今まで來ていたと思います。ここへ来て基礎調査で売上高も把握するということがなされて、商業統計

調査との関係というのは十分今回整理していただいたと思うのですけれども、せっかく売上高という非常に重要な情報、統計データだと思うのですけれども、それをただ母集団情報の整備というものにしか使わないというのが何となくもったいないという気がしています。

今までの経緯でもって母集団情報の整備には大変役立つ、それはよく分かります。ただ、企業の負担とか、要するに回答する人に負担をかけ、また集計の手間も掛け、調査も手間を掛ける以上、何かそれをもっと活用できないのかなというのが素朴な疑問としてあります。先ほど事務局の方からも、売上高情報というのは26年の基礎調査については一応答えを出したというお話ですけれども、今後どうするかというのは研究してみる価値があるのかなという気が致しています。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございました。

その点に関して、当然のことながら、まだ行われていないものですからどういう結果が得られるか分かりませんが、今、御指摘の点は大変貴重な御示唆だと思います。要するに、総売上高に関して、せっかく基礎調査の段階で取ったものを、調査実施者が単に利用するということだけではなくて、調査対象者の方々にどういうふうに還元するかということにもなるかと思います。その点は平成26年の基礎調査が終わった後の大きな検討課題ということになろうかと思われます。ほかにいかがでしょうか。

○西郷委員 今の論点と違うのですけれども、元々の論点メモの方にございます経済センサスー基礎調査と母集団データベースとの関係ということについて、総務省の側から用意されました資料2の25ページから26ページのところに書いてございます回答の2の部分と4の部分に関わると思うのですが、もし基礎調査をせずに事業所母集団データベースの整備事業でもって経済センサスー基礎調査の代わりになり得るとすれば、母集団情報整備で行われる照会の業務、手続というものが調査と同じような効果をもたらすのかどうかということにかかるてくるのだと思います。

26ページの4には「不十分である」と定性的な評価がしてあって、先ほどの御説明では、照会の回答状況が不十分であるということの一つの根拠というのが、法的な強制力というものが照会にはない。片や、調査の側、経済センサスー基礎調査の方には統計法という申告義務というものが課されている。その違いであるという御説明だと私は伺ったのですけれども、そのような定性的な評価ではなくて、「照会」という業務での回答の状況と、基礎調査という「調査」という形で行われた場合での母集団の把握の状況というのがどのくらい実際上違っているのかということがある程度示されないと、基礎調査の代わりに事業所母集団データベースを換えるという形にするのかどうかというのは判断のしようがないのではないかという気がします。何かそういう定量的な評価というものがあるでしょうかというのが伺いたいことです。

もし差があるということであれば、問題なのはむしろ照会業務の方であって、照会業務がきちんと行われるように法的な整備をした上で、例えば事業所母集団データベースの整備というものが照会によってきちんと行われるようになったのだから基礎調査の役割を変えるのか、それとも規模を縮小していくような方向で考えるのか、何か定量的な評価というのがないままでは、どのように進んでいくべきなのかという判断が難しいのではないかと思うのですが、そういう定量的な評価というものはでき得るものでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 私の説明と重複する部分がございますけれども、事業所母集団データベースの基盤情報、それから経常的にデータ更新するための行政情報とか、基礎調査の関係で総合的にいろんな相互関係を考えないといけないと思います。照会業務自身、全て100%回答があったとしても、そもそも入っていないところもあるわけでございます。

西郷委員の御指摘の部分、数値的なものでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、大分前の部会のところで、例えば新設についてですが、統計調査の結果から年ベースで変換してみると、実施の時期等で若干1万程度ずれるときがありますけれども、大体28万ぐらい新設の事業所があると想定されております。その中で行政記録の照会としてピックアップされているのは、昨年度の実績ベースで言えば24万ぐらいでございました。その中で、御質問がありました照会をどのくらいできているのか、回答があるのかということでございますけれども、実際に回答があったのは、2つの行政情報から24万に対して照会したところ、四捨五入しますと半数の12万の状況でございました。それプラス照会からは返ってこなかつたですけれども、行政記録の範囲内でデータを補完してデータベースに取り込むことができるかなというのが全部で5万ぐらいと想定されておりまして、全体の24万に対して17万ぐらいが行政記録からするとデータベースに新たに登録できるような形になるのかなと想定しているところでございます。

とりあえず私の報告は以上で、足りない分があればまた御指摘ください。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

○北村委員 今のことと多少関係しているのですけれども、方向性として長期的には、母集団データベースができて、それをメンテナンスするという意味で、行政記録とかいろんなものを照会していくってアップデートするという仕組みに変えていくのが本来だと思うので、基礎調査をいつまでも続けるというよりは、方向性としては照会業務の権限を強めるとか、法律的な整備をしてプロファイラーの育成をして、かなり精度の高い情報が得られるような仕組みに変えていく。それによって基礎調査をしなくてもいいというか、一々調査をしなくて常にデータベースがアップデートされているような状況を作るというのが最終的に考えていた状況だと思って、今、菅さんもおっしゃったのですけれども、それに時間が掛かるかもしれないし、どれぐらいでできるか分からないけれども、方向性はそのようにあるのではな

いかと思います。

今の状況で照会業務がうまく機能しないというのは、今の権限の下でそのようにあるということと、今、使える行政記録情報だからこれぐらいしか分からぬといふことがあるので、それは基本計画とかでも多分出てくると思うのですけれども、もう少し行政記録の使い方を拡大するとか、使えそうなデータ、情報を拾い上げるとか、今、事務局からもお話をありましたけれども、そういう努力をされれば方向性としてはそっちの方に動いていくのではないかと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。西郷委員の方はよろしいですか。とりあえず現状はそういう数値だそうです。事務局の方から何か。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 質問の順序が後回しになってしましましたが、一丁目一番地の事実関係でございますが、これは確認なのですけれども、統計局作成ペーパーの資料2の25ページの回答1に書いてある部分というのは、「経済センサスの枠組みについて」において云々と書いてありますけれども、ここで「母集団情報の整備等のための調査」に「（基礎調査）」というのを加えておられる趣旨は、今回の26年を明示的に示す趣旨のみであるという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 枠組みの全文がここにございませんけれども、25ページについては、元々あったところには、括弧書きに基礎調査という名前はございませんでしたが、「経済センサスの枠組みについて」の中で活動調査の中間に母集団情報整備の調査をやるということを書いてありますと、基礎調査という言葉はそこでは使ってございませんでしたが、現行の基本計画等での整理との関係で分かりやすくするために括弧を入れたということでございます。以上でございます。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 ありがとうございました。もう一つ、経済産業省のお作りになった資料4の16ページの3ですけれども、「経済センサス活動調査の実施の2年後に商業統計調査を実施する」というふうに書かれています。このベースにされているのが「経済センサスの枠組みについて」であるということでおよろしいですか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 1に書いておりますとおり、「経済センサスの枠組みについて」の中で「活動調査の実施の2年後に」と書かれているので、今のところはそのつもりで考えています。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 ありがとうございます。あれは23年という冠がついた上での2年後ということですね。したがって、事務局、審査部局の理解としては、23年活動調査の2年後の商業としての26年商業なのですけれども、この件は経済産業省のお見込みとして実施するというお考えと理解してよろしいですね。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 あくまでも「経済センサスの枠組みについて」をまとめられたときに、このときは平成23年に行う予定になっていたのでしょうか。

うけれども、「平成23年経済センサス活動調査の実施の2年後に」と書いてあるので、それがたまたま今回、24年にずれていますけれども、活動調査の実施の2年後に行うということだったので、今のところはその考え方でありますということです。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 ありがとうございます。ここは限定なしで2年後となっているものですから、枠組みを各省部局長等会議で決めた段階では23年という限定がついておったのを拡張させておられるのですけれども、現時点における経済産業省のお考えということを確認させていただきました。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見はございますか。今、論点に関しまして調査実施者の方から頂いた回答を踏まえていろいろ御意見を頂きました。

まず1点目として、平成26年で取ることを妥当と御判断いただいた総売上高のこれから利用の仕方に関してどうするのかという問題提起がなされました。

2番目としては、事業所母集団データベース、いわゆるビジネスレジスターの整備事業、具体的には事業所・企業の照会業務と基礎調査との関係をどのように整理するかという点。それについては先ほど実施部局の方から、年単位に直した数値、数量的な情報も頂きました。

3つ目は、これは将来的な課題として、やはり両者、すなわち基礎調査と事業所母集団データベースとの関係についてですが、基礎調査の在り方として、事業所母集団データベース、いわゆるビジネスレジスターがある程度整備され、充実した段階では基礎調査に取って代わりうるのではないか、そうなると、基礎調査の在り方そのものに関して、平成18年に定義されました「経済センサスの枠組みについて」を超えた議論も必要になるのではないかということだと思います。ただ、それにどれぐらいの期間が掛かるかは確かにまだ見通せない部分がございます。

というのが大きく3つ出た御意見かと思いますが、ほかに何かこの点に関して、どうぞ。

○竹原委員 御説明をお伺いしていて、今回、基礎調査という形でせざるを得ないというのはよく分かったのですが、先ほどからお話がありました個別の事業所・企業への照会に関してですが、なかなか回答がないという御説明もよく分かるのですが、照会をのべつ幕なくやることに対して、単純に強制力を乗せていけばいいというものではないと思うのです。別にそれは否定いたしませんが、回答をきちんと得るための方策はもちろん各種講じていただき必要があろうかと思いますが、要するに強制力が全てなのだろうというふうな単純な議論ではなく、幅広く検討に際しては取り組んでいただきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

その点は私自身も、先ほど菅専門委員と北村委員がおっしゃいましたプロファイリングというのでしょうか、データ整備をするための専門家による吟味と同時に、照会というのも一つの方法であっても、その際、罰則規定を伴った強制力だけが唯一の手段とは考えておりま

せん。

○竹原委員 そういう意味では、基本計画にも関わることとは思うのですが、こういった実務担当セクションの体力、能力問題ということをきっちり踏まえておかないと、絵に描いた餅になってしまふと思いますので、また基本計画部会等の中でこういったとりわけ重要なビジネスレジスターの整備充実ということも踏まえて、人材育成あるいは資金的な対応ということも議論していただければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございました。

今の点は、確かに行政記録情報の活用も含めて、この部会を超えた、基本計画部会全体で議論すべき点であり、その点は基本計画部会の席で私の方から発言をする必要があると思っております。

ただ、今日この部分に関して結論を出すということではないと思いますが、やはり先ほどから御議論がございますとおり、「経済センサスの枠組みについて」という平成18年に作られました枠組みと、統計法上規定されている事業所母集団データベースの整備に伴う照会業務、それから今、少し話題に出ました基本計画、これら3つをどういう形で今後整理していくか。今、これら3つが並行して、相反するような動きにはなっていない。ベクトルとしてはほぼ同じ方向を向いているのだろうと思うのですが、いずれにしても、経済センサスそのものも今度やっと2回目を迎える。統計法の施行状況に関しても、今、平成24年分の審議をしている段階ですので、これまでの経験あるいは実績を踏まえて、これら3つの関係に関してどういうふうにしていくかという議論をしていく必要があろうと思います。その意味で、今回の平成26年の調査に関する諮問に対する答申とは別に、この問題に触れておく必要があるかなと考えております。具体的な案文等はまた事務局、調査実施者の方とも御相談をさせていただきたいと思います。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、審査メモの「4 経済センサスの在り方（前回（平成21年）調査における今後の課題への対応）」については、今日、審査メモに沿った形で調査実施者の方から回答をいただき、委員、専門員の方々から御意見を伺ったことを踏まえた上で、この部会審議のまとめとして、次回以降の在り方をどうするか、その意味での今後の課題に関しては事務局及び調査実施者も含めて相談をした上、次回の部会でまとめをさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、審査メモに記載された各論点について一通り議論を行いました。本日まで5回審議を行ってまいりましたが、これまでの全体を通じまして何か改めて御質問あるいは御意見はございますか。

もちろん、最初に申し上げましたとおり、もし終了後何かお気付きの点がございましたら事務局の方にお申し出いただければと思います。

特段ないようですので、予定の時間より少しだけ早いようですが、本日の部会審議はこれ

までとさせていただきます。

次回の6月5日の部会におきましては、事務局と相談した上で答申（案）について審議をしたいと思います。その中に、先ほど申しました今回の諮問答申の審議における中で次回以降の今後の課題に関しても案をお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これも恒例でございますが、皆様方にお願いでございます。今回までの審議を踏まえ、改めて確認したい事項や御意見等がございましたら、これも時間が迫っておりますので恐縮でございますが、5月31日（金）までに事務局まで電子メール等で御連絡いただければ幸いでございます。御指摘の点につきましては、事務局で取りまとめた上、回答を作成し、次回の部会資料として提出させていただきたいと思います。

それでは、次回の部会日程等について事務局から連絡をお願いします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 次回の部会でございますが、部会長からお話がありましたとおり、6月5日（水）13時半から本日と同じこの会議室で開催を予定しております。先ほどお話がありましたとおり、お気付きの点や次回の部会において必要な資料等ございましたら、短期間で恐縮ですが、今週いっぱい、5月31日までに事務局まで御連絡いただくようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○廣松部会長 それでは、本日の部会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。